

第291回

長崎県北部海区漁業調整委員会議事録

令和5年3月6、7日(月、火)

於：県北振興局天満庁舎2階A会議室
(佐世保市)

第291回長崎県北部海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和5年3月6日(月) 14時00分～16時30分
令和5年3月7日(火) 9時30分～11時40分
2. 通知年月日 令和5年2月24日(金)
3. 公示年月日 令和5年2月24日(金)
4. 公示の場所 総務文書課、各振興局並びに関係各市町と関係各漁協に公示の依頼を行った。
5. 開催場所 県北振興局 天満庁舎 2階 A 会議室 佐世保市天満町1-27
6. 出席委員 安永光幸、浦田和男、大久保照享、志水正司、吉浦英男、溝口悦雄、片岡一、山中兵恵、中山等、高平真二、後藤正喜、豊増見喜雄、中原康壽、田添伸、萬屋隆則
7. 欠席委員 大久保照享(2日目)、溝口悦雄(2日目)
8. 出席者 委員会事務局 琴岡局長、村瀬次長、前川係長、塩田書記
上利係長(壱岐駐在)
漁業振興課 吉川主任技師(1日目)、西村主任技師(2日目)
9. 議案
 - ・第1号議案 長崎県資源管理指針の変更について
 - ・第2号議案 長崎県資源管理方針の変更について(諮問)
 - ・第3号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)
 - ・第4号議案 長崎県資源管理方針別紙1-1第4及び同別紙1-2第4の別に定める「くろまぐろ」の変更について(協議)
 - ・第5号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)
 - ・その他 令和4管理年度におけるまさば及びごまさばの知事管理漁獲可能量の変更について(報告)
10. 議事

1日目 開 会 14:00

(14時00分 開始)

事務局長

ただいまより、第291回長崎県北部海区漁業調整委員会を開催いたします。
初めに、本日の出席委員についてご報告いたします。本日は、委員の皆様15名全員
にご出席いただいておりますので、本委員会は成立いたします。

また、長崎県 漁業振興課 吉川主任技師が出席されています。

それでは、はじめに山中会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

(会長挨拶)

事務局長

ありがとうございました。

それでは、以降の進行を山中会長をお願いいたします。

会長

それでは、議事に入る前に、今回の議事録署名人を指名します。

本日の議事録署名人は、「大久保委員」と「高平委員」にお願いします。

会長

今回は本日と明日の2日間にわたって審議いたします。

本日の議題は、

第1号議案 長崎県資源管理指針の変更について

第2号議案 長崎県資源管理方針の変更について(諮問)

第3号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について
(諮問)

第4号議案 長崎県資源管理方針別紙1-1第4及び同別紙1-2第4の別に定める
「くろまぐろ」の変更について(協議)

第5号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)

そ の 他 令和4管理年度におけるまさば及びごまさばの知事管理漁獲可能量の

変更について(報告)

となっております。

会長

また、明日の議題は、

第6号議案 長崎県北部海区漁場計画(案)について(諮問)

第7号議案 漁業法第73条第2項第2号に基づく免許の審査基準(案)について(協議)

となっております。

なお、明日の10時から11時まで、第6号議案に関する公聴会を開催することになっておりますので、あらかじめご了解願います。

それでは、第1号議案「長崎県資源管理指針の変更について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

(協議文朗読)

内容については漁業振興課から説明をお願いします。

漁業振興課

(説明)

資源管理指針について、変更手続き、変更内容について説明。

- ・魚種ごとに公表された直近の資源評価調査報告書、農林水産統計年報、代表漁協の漁獲量の数字を用い、魚種別資源管理の「資源及び漁獲の状況」及び漁業種類別資源管理の「漁獲の状況」等について数値の更新を行い、これに伴い「資源管理目標」、「資源管理措置」についても表現を変更。
- ・新たに、ブリ、マダイなどがMSYに基づく資源評価が導入され、MSY評価魚種が10種類に増。
- ・今後のスケジュールについては、各海区漁業調整委員会への諮問、答申をいただき、水産庁と協議し、確認がなされた後、3月末を目途に指針変更予定。

会長 ただいま、説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

各委員 ありません。

会長 ご質問等もないようですので、第1号議案は原案のとおり変更して差し支えない旨、回答することに決定してよろしいか。

各委員 異議なし。

会長 ご異議もないようですので、第1号議案「長崎県資源管理指針の変更について」は、原案のとおり変更して差し支えない旨、回答することに決定いたしました。

会長 続きまして、第2号議案「長崎県資源管理方針の変更について(諮問)」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局 (協議文朗読)

説明については漁業振興課からお願いします。

漁業振興課 (説明)

〔資源管理方針別紙にかかる新規魚種の追加等について説明。
・別紙2は国際資源のカツオ、別紙3に本県の重要資源について63魚種を追加〕

会長 ただいま、説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

高平委員	TAC については多くの魚種が追加されようとしています、漁協の手間だけを増やしているように思えます。様々な魚種がいる中で有効でない魚種もいるのではないのでしょうか。
漁業振興課	国は漁獲量の 8 割を TAC 化しようと進めています、実際に導入するかどうかは漁業者の意見を聞きながら検討することとなっています。
高平委員	そのように説明を受けますが、実際は強引に進められています。
大久保委員	国の資源評価は適切ではないと思います。スルメイカを例にとっても水温や外国船による漁獲が十分に考慮されておらず、現場の感覚からかけ離れたものになっています。
豊増委員	資源が回復したときに漁業の担い手はいなくなっているのではないかと心配しています。資源管理により収入が減少すると新規参入も望めません。漁業者は誰も共感していないと思います。なんのための資源管理かを考えて頂きたいと思います。
高平委員	資源評価では少ないと評価されたとしても、実際には、水温などの環境条件により外国の海域に水産資源が移動していることもあり、必ずしも少ないとは言い切れない状況もあります。資源評価の数字については信頼性に疑問を持っています。
漁業振興課	環境変化等もあり、どのようにして漁業者の生活を維持するのか共通の心配事だと思います。TAC化については資源管理手法検討部会やステークホルダー会合などにおいて、皆様からの同意が得られなければ進めない仕組みとなっております。県としても、より良い方向になるよう考えてまいります。今回協議させて頂いている内容は、資源管理計画を資源管理協定に移行させるために魚種を追加するものです。できるだけ漁

協の負担にならないよう進めてまいります。

事務局

これまで漁業者の皆様が自主的に資源管理に取り組んできた休漁などの内容については、資源管理指針に基づいた資源管理計画に盛り込んでおりました。法改正により、これが資源管理協定に基づいた資源管理協定という形に変わります。この資源管理協定に取り組む漁業者につきましては、漁業共済などの国の収入安定対策事業を活用できる一つの要件を満たすこととなります。

豊増委員

漁業者を締め付けるような仕組みになっています。漁獲共済については誰でも加入できるようにすべきと考えます。

高平委員

漁獲共済に頼ると漁協が経営的に切迫してしまいますし、水揚げも減少していきま
す。県は意欲的な漁業者を引き上げるような仕組みを作る必要があると思います。

事務局

資源管理については他の海区でも議論になっていると思います。連合海区漁業調
整委員会でも県北部海区の意見を伝えて頂き、県全体の問題として取り上げて頂ける
よう事務局として対応したいと思います。

会長

他にご質問等もないようですので、第2号議案は諮問原案のとおり変更して差し支え
ない旨、答申することに決定してよろしいか。

各委員

異議なし

会長

ご異議もないようですので、第2号議案「長崎県資源管理方針の変更について(諮
問)」は、諮問原案のとおり変更して差し支えない旨、答申することに決定いたしまし
た。

会長 続きまして、第3号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局 (諮問文朗読)

説明につきましては、漁業振興課からお願いします。

漁業振興課 (説明)

(・令和5年漁期(4～3月)のクロマグロ、スルメイカの当初配分量について説明)

会長 ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

高平委員 TAC数量については、毎年数量が変わるが、どのように計算しているのでしょうか。

漁業振興課 生物学的な計算の部分もありますが、水揚げデータに基づいて計算されています。

溝口委員 逃がしたクロマグロは評価に考慮されていないでしょうね。

高平委員 外国に回遊していった魚も考慮されていないでしょうね。

豊増委員 くろまぐろを採捕できないため定置網を撤去している状況にあります。漁獲できるようにして頂きたい。また、大臣枠は160ヶ統しかないのに割当量が多すぎるのではないのでしょうか。

大久保委員 長崎県沿海でスルメイカは獲れていないのに、なぜTACはそのままなのでしょうか。

漁業振興課 令和3年の資源評価では秋季発生系群の資源状況が悪いという評価でありましたが、一方で秋季発生系群の資源量が多いという結果があり、TACの増加になりました。TACを3年間固定することについてはパブリックコメント等の意見を酌んだ結果となっております。

高平委員 ある魚種について一時的に獲れなくなった場合、漁獲枠が少なくなりますが、その後、良好な加入があった場合には、漁獲枠が急激に消化されることになってしまいます。

漁業振興課 実際にそのようになっている魚種もありますので、現在の仕組みの中でできることを国に求めてまいります。

高平委員 TACの繰り越しなどが出来れば良いと思います。

漁業振興課 くろまぐろについては17%の持ち越しが認められています。

豊増委員 くろまぐろについては平等に獲れるようにして頂きたいと思います。

会長 他にご質問等もないようですので、諮問原案どおり設定して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

会長 ご異議もないようですので、第3号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)」は、諮問原案どおり設定して差し支えない旨、答申

することに決定いたしました。

会長

続きまして、第4号議案「長崎県資源管理方針別紙1-1第4及び同別紙1-2第4の別に定める「くろまぐろ」の変更について(協議)」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

(諮問文朗読)

説明につきましては漁業振興課からお願いします。

漁業振興課

(説明)

- ・本県における、くろまぐろの資源管理の具体的な運用方法を定めた計画で毎年策定。
- ・海区別、採捕の種類別割当量を定めている。
- ・前年度と当初配分数量が同じであるため、時点修正のみ。

会長

ただいま、漁業振興課から説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

豊増委員

県北海区についても県北海区組合長会において議論していますか。

会長

県北海区組合長会では、この件についてはまだ議論しておりません。

大久保委員

2月28日の7海区会長会において、現状の漁獲枠が少ないため皆が満足できる結論はありません。そこで、今まで通りが平等ということになりました。今後、県漁連とともに国に陳情に行く予定としております。

豊増委員

7海区会長会で議論するにしても、まずは各海区組合長会で承認を貰ったうえで議

論すべきと考えます。それを経たうえでの今回の漁業調整委員会での協議と考えます。

漁業振興課

これまで7海区会長会にご相談したのち、各海区漁業調整委員会でご審議いただく形をとってきました。7海区会長会では、各海区の会長から活発なご意見があったと聞いております。今回は第9管理期間の県計画の変更についてが議案ですが、その次の第10管理期間に向けてどのように改善できるのかを各浜に持ち帰っていただき、それぞれで議論いただき、それを改めて会長会で議論していただきたいと考えております。

会長

漁業振興課は漁獲枠の融通をもう少し働きかけるべきと考えます。第8管理期間では多くの残枠が出ておりました。一方で、多くの漁協が放流を余儀なくされておりました。県北では最近になって獲れるようになったため、漁獲枠が少なく困っています。そういうところにはある程度優先して調整していただきたいと思います。

大久保委員

お願いがあります。会長会で陳情に行きますので、過去3か年の放流した日数及び漁を切り上げた日数について資料を提供いただけないでしょうか。

漁業振興課

国の放流支援事業を活用しているところについては、データがあるかもしれませんが確認します。ただし、正確な数量については恐らくありませんので、準備できる資料については持ち帰り検討させていただきたいと思います。

漁業振興課

第8管理期間で余った枠についてのご意見をいただきましたが、関係する海区で融通が成立するように県としても協力させていただいたところですが、県としては消化率を高めることが漁業者のために必要なことだと思っておりますので努力したいと考えております。一方で、オリンピック方式による最終日である2月27日に県全体で1日に46ト

ンの漁獲があり、それと考えると一定数量は残す必要がありますのでご理解を頂きたい
と思います。

会長 いつ獲れるか、いつ獲れなくなるかは誰にも分からないものです。獲れるときに獲ら
せないと漁民への説明が出来ません。

豊増委員 余らせないといけないということには納得が出来ません。

漁業振興課 漁獲枠をオーバーすることは避けなければならないということです。

会長 それではここで10分間休憩します。

会長 それでは再開します。

会長 他にご質問等もないようですので、第4号議案について原案どおり変更することにご
異議ございませんか。

各委員 異議なし。

会長 他にご異議もないようですので、第4号議案「長崎県資源管理方針別紙1-1第4及
び同別紙1-2第4の別に定める「くろまぐろ」の変更について(協議)」は、原案のとおり
変更して差し支えない旨、回答することに決定いたしました。

会長 続きまして、第5号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮
問)」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

今回、県北専決許可の「延縄式かご漁業」と本庁許可の「もじゃこすくい網漁業」「小型いかつり漁業」についてそれぞれ長崎県知事から諮問が来ておりますので順番に説明いたします。

事務局

(諮問文朗読、資料説明)

県北専決許可および本庁許可において、次の許可申請を受け付ける漁業にかかる諮問内容を説明。

- ・県北専決許可 延縄式かご漁業
- ・本庁専決許可 もじゃこすくい網漁業

会長

ただいま、事務局から説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各委員

ありません。

会長

ご質問等もないようですので、県北振興局専決許可分と本庁許可分を分けて採決します。

はじめに、県北振興局専決許可の「延縄式かご漁業」について、諮問原案どおり公示する内容及び申請すべき期間を定めて差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

会長

ご異議もないようですので県北振興局専決許可の「延縄式かご漁業」について、諮問原案どおり公示する内容及び申請すべき期間を定めて差し支えない旨、答申することに決定いたしました。

続きまして、本庁許可の「もじゃこすくい網漁業」「小型いかつり漁業」について、諮問原案どおり公示する内容及び申請すべき期間を定めて差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

会長

ご異議もないようですので本庁許可の「もじゃこすくい網漁業」「小型いかつり漁業」について、諮問原案どおり公示する内容及び申請すべき期間を定めて差し支えない旨、答申することに決定いたしました。

会長

続きまして、「その他」で、漁業振興課から報告がありますので、お願いします。

漁業振興課

「その他 令和4管理年度におけるまさば及びごまさばの知事管理漁獲可能量の変更」について、報告させていただきます。

漁業振興課

(説明)

〔・さば類の令和4管理年度の知事管理漁獲可能量の追加配分について説明〕

会長

ただいま、漁業振興課から説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

高平委員

対馬暖流系群と太平洋系群は本当に別なのでしょうか。行ったり来たりしないのでしょうか。

漁業振興課

生物学的には別の系群となっております。国や県の研究機関などが共同研究を行い、その結果としてこのような括りとなっております。

会長

他にご質問等ないようですので、以上で事務局からの報告を終わります。
ほかに何かございませんか。

各委員

ありません。

会長

説明がちょうどキリの良いところとなっております。本日の委員会は、これにて終了したいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

会長

それでは、本日の委員会はこれにて終了いたします。なお、明日は9時30分から委員会を再開しますので、よろしくお願いいたします。

中 断 16:30

2日目 再開 9:30

(9時30分 開始)

会長

ただいまより、委員会を再開します。

本日の予定ですが、このあと、漁業権一斉切替関連の第6号議案を上程し、議案説明を行い、審議しますが、途中、10時から11時まで公聴会を開催した後に採決を行います。

なお、公聴会が終了するまでに第6号議案の審議が終了した場合には、公聴会が終了するまでの間、先に第7号議案を上程し、議案の説明や、審議、採決を進めたいと思います。

それでは、第6号議案「長崎県北部海区漁場計画(案)について(諮問)」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

(諮問文朗読)

漁業振興課

(説明)

〔・漁業法改正による概要について説明。〕

事務局

それでは、長崎県北部海区漁場計画案の内容について説明します

別紙資料として用意しております「長崎県北部海区漁場計画(案)別表」では、共同漁業権、定置漁業権、区画漁業権の順に、漁場計画を一覧形式で並べております

また、資料右側には、各漁業権を所管する関係漁協を記しておりまして、漁場計画は関係漁協ごとにまとめて並べております

本日は時間も限られておりますので、継続の漁場計画については関係漁協ごとに、漁場計画番号と漁業種類のみを読み上げ、新規の漁場計画については漁場計画番号、漁場の位置、漁業種類、関係地区を読み上げ、これ以外の項目は資料記載の通り、ということで説明を一部省略させていただきたいと考えております

以上のような方法で議案説明を行ないたいと考えておりますが、いかがでしょうか

会長

ただいま議案の説明方法について事務局から提案がありましたが、ご異議はございませんか

各委員

異議なし。

事務局

それでは、事務局の提案のとおり議案説明を行います。事務局の説明を求めます。

事務局

(説明)

〔・共同漁業権、定置漁業権、区画漁業権の順に漁場計画の内容を説明。〕

会長

説明の途中ですが、公聴会の時間となりましたので、委員会を休会し、公聴会を開催したいと思います。ご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

会長

ご異議等ないようですので、ここで委員会を休会し、公聴会を開催します。

<委員会休会 10時00分>

<公聴会開催 10時00分>

<公聴会終了 11時00分>

<委員会再開 11時00分>

会長

それでは、委員会を再開します。説明の続きをお願いします。

事務局	(説明の続き)
会長	事務局の説明が終わりましたが、何かご質問等はありませんか。
田添委員	新規については第一種真珠養殖業が新たに増えたものが多かったですが、どういう内容が増えたのでしょうか。また、新規の貝類養殖業の養殖種類はどのようなものでしょうか。
漁業振興課	真珠養殖業の新規についてはいくつかのパターンがあります。複数者による共同の漁業権を分割したり、団体漁業権から個別漁業権にするものもありますが、一番多いのは全く新たに新規漁場を設定するものです。また、貝類養殖業の新規についてはマガキ養殖を予定している漁場が多い状況です。
会長	他にありませんか。
会長	ご質問等も無いようですので、採決いたします。 第6号議案「長崎県北部海区漁場計画(案)について(諮問)」、については、諮問原案どおり計画して差し支えない旨、答申することに決定してよろしいか。
各委員	異議なし。
会長	ご異議等もないようですので、諮問原案どおり計画して差し支えない旨、答申することに決定いたしました。
会長	それでは、第7号議案「漁業法第73条第2項第2号に基づく免許の審査基準(案)

について(協議)」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

(諮問文朗読)

説明につきましては漁業振興課からお願いします。

漁業振興課

(説明)

- ・改正漁業法では、漁場を適切かつ有効に活用している既存の漁業権者がいる場合は、その者に優先して免許するものとされているが、そうでない場合には、「地域の水産業の発展に最も寄与する者」に免許するものとされている。
- ・「地域の水産業の発展に最も寄与する者」の判断にあたっては、漁業所得の向上、雇用機会の増大など様々な観点から総合的に勘案する必要があり判断基準が必要。
- ・基準の内容について説明

会長

ただいま、説明がありました。何かご質問等はありませんか。

会長

ご質問等もないようですので、第7号議案は異議ない旨、回答することに決定してよろしいか。

各委員

異議なし。

会長

ご異議もないようですので、第7号議案「漁業法第73条第2項第2号に基づく免許の審査基準(案)について(協議)」は、異議ない旨、回答することに決定いたしました。

会長

これで今回の議案は全て終了しました。

会長

これもちまして、第291回長崎県北部海区漁業調整委員会を閉会します。長時間
のご審議についてお疲れ様でした。

閉 会 11:40

以上の議事に顛末を記載し、これと相違ないことを証するため、会長は、議事録署名人とともに押
印する。

会 長 印

議事録署名人 印

議事録署名人 印